

福島県と日本防災士会福島県支部との
防災に係る相互協力に関する協定書

福 島 県

日本防災士会福島県支部

福島県と日本防災士会福島県支部との防災に係る相互協力に関する協定書

福島県（以下「甲」という。）と日本防災士会福島県支部（以下「乙」という。）とは、防災士の有する専門的知識、技能、経験等を活用して乙が行う協力に関し、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、平常時及び大規模災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、福島県内に災害等が発生し、又は災害等が発生するおそれがある場合において、協力を要請する必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができるものとする。

2 甲は、平常時、協力を要請する必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

3 甲の要請の方法は、乙に対し、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（平常時の協力）

第3条 乙は、平常時から、地域住民、地域団体及び防災関係機関との連携に努め、地域防災活動への指導助言、その他防災意識の啓発活動等を行うことにより、地域における防災体制の確立に貢献するものとする。

また、甲の要請により、乙が甲の主催する避難訓練へ参加する等の協力事項については、甲乙協議の上、別に年間計画等を定めるものとする。

（災害時の協力）

第4条 甲は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項に係る協力を乙に要請することができるものとする。

- （1）災害時における救助活動への援助
- （2）災害時における避難所運営に係る指導及び援助
- （3）その他災害時において必要と認められる援助

（実施）

第5条 乙は、甲から協力の要請を受けたときは、可能な範囲において協力を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により協力を行った場合は、甲に対し、その状況を文書をもって報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、文書を送付するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙がこの協定に基づく甲の要請による協力を行うために要した経費の負担については、甲、乙が協議して決定するものとする。

(担当責任者の通知等)

第7条 甲及び乙は、この協定の履行に関する担当責任者を定め、その氏名及び緊急連絡先を相手方に通知するものとする。なお、担当責任者を変更したときも同様とする。

(安全の確保等)

第8条 甲は、乙が実施する活動に当たっては、その内容に応じ、安全の確保に配慮するものとする。

(情報交換・防災訓練)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制についての情報交換並びに必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の締結については、平成26年4月15日から効力を発するものとし、甲乙協議の上、協定を解除した場合を除き、その効力を継続するものとする。

(雑則)

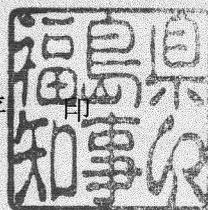
第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年4月15日

甲 福島市杉妻町2番16号

福島県
福島県知事 佐藤 雄平



乙 福島県いわき市内郷内町磐堰86番地
ソシオあすかグループ事務所内

日本防災士会福島県支部
支部長 藁谷 俊史

